

2025 年度 スタートアップ活躍促進事業 仕様書

事業名称：2025 年度スタートアップ活躍促進事業（GSE を活用した海外と大阪のスタートアップのビジネスマッチング）

委託期間：契約締結日から 2026 年 3 月 31 日

1 事業の趣旨・目的

2025 年大阪・関西万博の会期中に国が開催する『Global Startup EXPO 2025』（以下、「GSE」という。）は、世界規模の課題解決に向けたスタートアップ（以下、「SU」という）に関する国際カンファレンスです。GSE には世界中からベンチャーキャピタル（以下、「VC」という）や起業家等が集まることが予定されています。本事業は、この機会を最大限に活かし、GSE に参加する招聘者等（※）と、大阪・関西で活動する SU・関係者（※）のビジネス上のつながりを構築するビジネスマッチングイベントを府内で複数展開するとともに、大阪・関西が強みとするディープテック・スタートアップのポテンシャルを国内外に発信するものです。また、2026 年度以降も万博レガシーとして GSE のように世界を惹きつける国際的な SU イベントを継続開催していくことをめざし、そのための調査や検討を実施します。

※GSE に参加する招聘者等・・・国が GSE に招聘する者、また GSE に参加する海外のベンチャーキャピタル、事業会社、スタートアップ関係者のこと（以下、「招聘者」という）

※大阪・関西で活動する SU・関係者・・・大阪・関西圏で活動するディープテック分野を中心とする SU や事業会社等（以下、「SU 関係者」という）

2 委託業務の内容

本事業の趣旨・目的を踏まえ、招聘者と SU 関係者とのビジネスマッチングのため、商談イベントや合同ネットワーキングの企画・実施、参加者の事前及び当日のコーディネート、情報発信を行うとともに、2026 年以降のポスト GSE（※）の開催のための調査・検討を実施する。具体的には、実施内容とその狙いを十分に理解したうえで、次の（１）～（２）の業務を実施する。

なお、業務内容については、事業遂行に必要な基本的事項を示したものであり、本プロポーザルの実施により決定した受託者と調整した上で確定する。

※ポスト GSE・・・GSE に相当するスタートアップの国際的なカンファレンス

（１）招聘者と SU 関係者のビジネスマッチングの促進

ア：商談会及び合同ネットワーキングの企画・運営

2025 年 9 月の GSE 開催日（9 月 17～18 日）前後に、以下の内容で実施すること。詳細日程は発注者と調整すること。

- 1 招聘者と SU 関係者の商談会を 3 回以上開催する
- 2 商談会のテーマは「ライフサイエンス」、「カーボンニュートラル」、「AI/Web3.0」とする
- 3 2 の商談会の参加者や他のイベントの参加者も交えた合同ネットワーキングを 1 回以上開催する

- 4 うめきた（大阪市北区大深町 6 番付近一帯）や、中之島（大阪市北区中之島 4 丁目 3 番 51 号付近一帯）等、集客が見込める会場で実施すること
- 5 商談会・合同ネットワーキングの実施においては、大阪・関西でのポスト GSE の開催に向けた機運醸成につながるよう、国関係者や招聘者の登壇等 GSE との連携を図るとともに、商談会の各テーマに影響力を持つ有識者や幅広いネットワークを持つ機関と連携する等、最大限の効果をめざすこと。
また、合同ネットワーキングにおいては単なる交流会で終わらず、国関係者、招聘者と大阪・関西の SU 関係者のビジネス上のつながりが生まれるよう対策を講じ、産学のキーパーソン等適切な参加者を呼び込むこと
- 6 商談会・合同ネットワーキングの実施においては、ビジネスマッチングや集客の効果を高めることが可能と見込まれるのであれば、企業等の協賛や同時期開催の他のイベントとの連携による実施を図ること
- 7 商談会・合同ネットワーキングの実施目標は、以下のとおりとする
 - ・商談会：各回あたり 500 名程度参加
各回あたり商談件数 100 件程度
 - ・合同ネットワーキング：500 名程度の参加
- 8 商談会、合同ネットワーキング参加者から参加料・出展料は徴収しないものとする（ブースの装飾費用は参加者負担も可）
- 9 本事業で実施した商談会、合同ネットワーキングでのマッチング結果について開催後も追跡を行い報告すること

イ：情報発信

- 1 招聘者と SU 関係者等の参加を促すため、上記イベントをはじめ大阪・関西の GSE に関連する民間等の活動や大阪・関西のディープテック SU の情報を多言語で発信するポータルサイトを作成する
- 2 GSE の開催機運を高めるとともに、今後のポスト GSE 開催につながるよう、民間等の活動と 5 件程度連携し、相乗的な発信を図ること
※上記商談会・合同ネットワーキングと合わせて 3,000 人程度の総来場者数をめざすものとする

ウ：ビジネスマッチングの精度を高めるためのコーディネート

- 1 外国語対応人材を配置し招聘者と SU 関係者のビジネスマッチングを行う事前コーディネートを実施すること
- 2 招聘者との各調整は、国と連携して行うこと
- 3 招聘者に商談会への参加を促すために、（１）の商談会、合同ネットワーキング、大阪・関西の SU の紹介等を行うホームページ（上記イ 1 と同じポータルサイトでも可）を作成すること
- 4 ビジネスマッチングの精度を高めるため、参加者のリストやタイムテーブルを作成する等の工夫を行うこと
- 5 （１）の商談会当日において、商談件数の目標値を達成するための招聘者のアテンズの体制を確保すること
- 6 （１）の商談会当日においても外国語対応人材を配置し、ビジネスマッチングを円滑に実施するとともに、参加者の満足度を高めるための必要な対策を講じること

(2) 2026 年度以降のポスト GSE の開催に向けた調査、検討

- ・以下の内容をもとにポスト GSE の開催に向けた調査を実施すること。他に追加する項目があれば発注者と協議すること
- ・10 月中旬に発注者に対して中間報告を行うこと（調査・検討は年度末にかけて行うこととし、成果品の納品については「9 その他（5）」のとおりとする）

＜調査内容(案)＞※GSE 参加者へのアンケートの実施においては、国とも連携すること

○府が実施する商談会参加者等へのアンケート調査

○国内外の SU イベント（来場者数 10,000 人以上または出展 SU 数 150 社以上）との比較、連携可能性調査

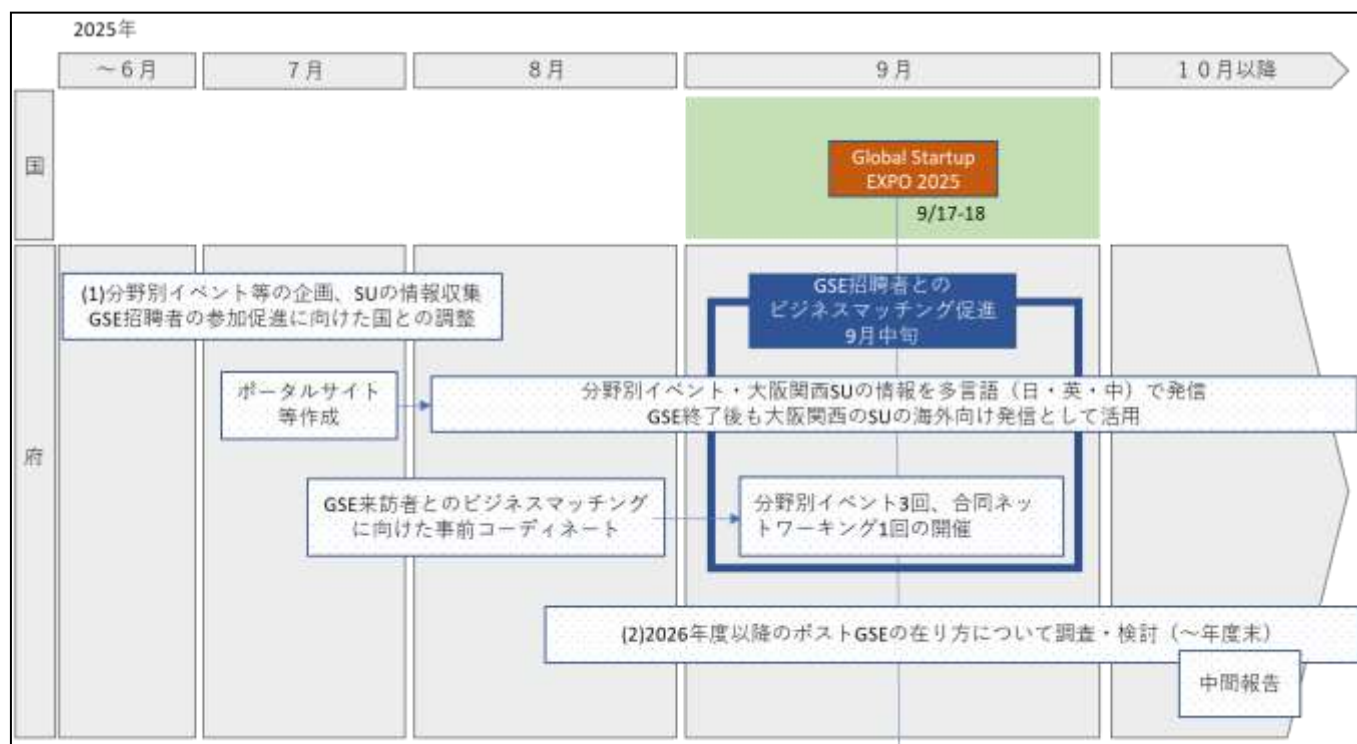
○2026 年以降にポスト GSE を実施するにあたり期待される効果と課題の分析

○上記を踏まえた 2026 年以降のポスト GSE の効果的な実施方法に関する提案

- ・開催時期（海外の参加者が来阪しやすい時期等）
- ・開催場所、規模（人数・予算目安）
- ・招聘可能な国内外の VC、事業会社、スタートアップ
- ・メインターゲット、重点分野（イベントの特徴）
- ・効果的なプロモーション、ビジネスマッチング方法
- ・イベントプログラム案の作成

等を実施し、報告書（100 ページ程度を想定、アンケート調査結果などの参考データは除く）を提出

【本事業の想定スケジュール】



【本プロポーザルにて提案を求める事項】

(1)

- ・商談会、合同ネットワーキングの概要、参加者の集客方法等
- ・招聘者とSU関係者のビジネスマッチングの手法、想定されるSU関係者の例
- ・情報発信に関する提案（ポータルサイトの概要や連携先の民間イベントの例 等）
- ・事前コーディネート体制（想定人数、スキル等）及びビジネスマッチングの精度を高める手法

(2)

- ・ポストGSEの開催に向けた調査を進めるための具体的な方法・手段
- ・ポストGSEの開催に向けた検討の手法

3 事業実施体制等

業務を確実に効果的に実施できる適切な人員体制を確保すること。実施にあたっては、以下の点を踏まえ事業を遂行すること。

1. 大阪スタートアップ・エコシステムコンソーシアム及び関西スタートアップ・アカデミアコアリション（関西の大学を中心とする産学官連携のプラットフォーム）の事務局を担う（公財）大阪産業局と連携し、事業を遂行すること
2. 事業担当者への指導・助言、マネジメントを行う業務統括者を配置し、スケジュール・全体管理を適切に行うとともに、コンプライアンスや個人情報保護、守秘義務の遵守に関する管理を的確に行うこと
3. 受託事業者が行った業務の対応内容・検討結果等に関する情報を蓄積のうえ、定例ミーティングの開催により、大阪府と共有すること。

【本プロポーザルにて提案を求める事項】

(3)

- ・提案業務の事業実施体制
- ・本業務を受託するにあたっての提案事業者の強みを示すこと（関係機関・企業ネットワーク、類似の事業実績、専門知識や経験、能力等に精通したスタッフの有無など）
- ・本業務について、契約締結時期（4月下旬頃を想定）から2026年3月末までの具体的な実施スケジュール

4 委託金額の上限

150,134,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

5 委託事業の運営

受託事業者は、会計に関する諸記録を整備し、各会計年度終了後5年間保存するものとする。

6 業務に関する報告

受託事業者は、契約締結後、速やかに事業実施計画を提出するとともに、適宜、委託事業の実施状

況を書面、口頭、電子メール等により、大阪府に報告すること。なお、進捗状況が芳しくない場合等、大阪府が業務実施計画の見直しを求める場合は対応すること。

7 委託事業の一般原則等

- (1) 業務上知り得た個人情報等を紛失し、又は業務に必要な範囲を超えて他に漏らすことのないよう万全の注意を払うこと。また、他の機関等に個人情報を提供する際には、個人情報保護に係る法令等に準拠した手続により行うとともに、当該機関等との間で個人情報の保護に関する取り決めを交わすなど、適切な措置を講じること。
- (2) 業務の遂行に当たっては、常に公正かつ中立的な姿勢を保つことを心がけること。
- (3) 本事業の実施で得られた成果、情報（個人情報を含む）等については大阪府に帰属する。
- (4) 事業の再委託は原則禁止とし、必要が生じた場合は大阪府と協議するとともにその決定に従う。

8 事業全体に係る留意点

- (1) 著作権及び使用料等について
 - ・本事業における成果物一切の著作権料及び使用料等についてはすべて委託金額内に含むものとする。
 - ・本事業における成果物の著作権（著作権法第 21 条から第 28 条に定める権利を含む。）については、大阪府に帰属するものとする。また、本事業終了後においても発注者がその保有する広報媒体等を活用して公表等を行うにあたり、著作権使用料等が別途発生しないようにし、自由に無償で使用できるものとするとともに、著作者人格権（著作権法第 18 条第 1 項、第 19 条第 1 項及び第 20 条第 1 項に定める権利を含む。）の行使をしないこと。
 - ・本事業による成果物については、使用料、その他名目の如何を問わず、使用の対価を一切請求することができない。
 - ・成果物については、発注者及び発注者から許諾を得た第 3 者の自由な使用を認める。
 - ・成果物に使用されるすべてのものは、必ず著作権等の了承を得て使用すること。
 - ・成果物が第三者の著作権等を侵害したことにより当該第三者から制作物の使用の差し止め又は損害賠償を求められた場合、受注者は発注者に生じた損害を賠償しなければならない。
- (2) 施設の利用料等について
 - ・商談会、ネットワーキング開催において、施設の利用料等が発生する場合は、委託金額内に含むものとする。
- (3) 登壇者への謝金の支払い等について
 - ・謝金の支払い等が発生する場合は、委託金額に含むものとする。
- (4) 万博会場への入場料について
 - ・調査のため万博会場への入場料の支払い等が発生する場合は、委託金額に含むものとする。

9 その他

- (1) 委託事業を実施するにあたり、本仕様書に明示なき事項及び疑義が生じた時は、大阪府と受託事業者で協議の上、業務を遂行すること。
- (2) 企画提案及び契約手続きにおいて用いる言語は日本語、通貨は日本円とする。
- (3) 業務の実施にあたっては、効果的に成果をあげるため、大阪府と十分協議を行いながら進めること。また、本事業に必要な関係者との調整を行うこと。
- (4) あらかじめ大阪府と調整したスケジュールで業務を行うこと。
- (5) 成果品の納品については、次のとおり行うこと。

・ GSE 調査報告書：2026 年 3 月 31 日

・業務完了報告書：2026 年 3 月 3 1 日

なお、その他納品が必要なものについて、納品日及び納品形式は別途協議し、納品場所は大阪府の指定する場所とする。

- (6) 本業務を通じて知りえた企業情報等は契約により守秘義務を規定することとする。
- (7) 個人情報の取扱いについては、公募要領特記仕様書Ⅱ個人情報取扱特記事項を遵守すること
- (8) 2024 年度の大阪府議会において予算の成立がなされない場合は、本業務を執行できない場合がある。
- (9) 本仕様書に明記されていない必要な事項については、発注者と協議すること